

令和7年 月 日
保護者様

神戸市立ひよどり台小学校
校長 伊達 肇

児童用携帯電話の校内持ち込みについて

5. 学習に必要のない物は、持ってきません。

(携帯電話・お金・マンガ・シャープペンシルなど)

『ひよどり台っ子 よい子のやくそく』令和6年度版より

本校では、子供たちが学習に集中できるように、また不要なトラブルを避けるために、上記の通り子供たちに指導しております。児童用携帯電話についても、原則として、校内持ち込みはお断りしています。

ですが、ご家庭のやむを得ない事情等で、携帯電話を持たせたい場合、下記「校内持ち込みの条件」にご同意いただいた上で、特別に持ち込みを許可します。下記の条件をご確認いただき、校内持ち込みを希望される場合は、担任まで同意書兼申請書をご提出ください。

なお、同意書兼申請書の有効期限は、単年度毎とし、今年度は「令和8年3月31日まで」とします。もし、携帯電話を持たせる必要がなくなった場合は、すぐに担任までご連絡ください。また、学年が上がって、再度校内持ち込みを希望される場合は、新しい担任にお申し出ください。

(携帯電話 校内持ち込みの条件)

- ① 携帯電話は、登下校時における保護者等との緊急的な連絡手段のために使用することとし、学校内では使用しないこと。
- ② 学校内では電源を切り、ランドセルの中へ入れること。
- ③ 保護者等の責任のもと、フィルタリングを適切に設定すること。
- ④ 保護者等において、携帯電話の危険性や正しい使い方、登下校時のマナーに関して適切に指導を行うこと。
- ⑤ 児童生徒が上記①②を順守できなかった場合、学校として指導するが、保護者等も適切に指導すること。
- ⑥ 学校は携帯電話の紛失・破損等について責任を負わないこと。

切り取り線

携帯電話持ち込みに関する同意書 兼 申請書

ひよどり台小学校長あて

「携帯電話 校内持ち込みの条件」に同意したうえで、持ち込みを許可願います。

令和 年 月 日

児 童 名 _____

有効期限: 令和8年3月31日

保護者名 _____ (印)